

愛媛県被爆者介護保険等利用助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、愛媛県内に居住地を有する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（以下「被爆者」という。）であって、次に掲げるものに対して、利用者負担の軽減措置を講じることにより、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護福祉施設等」という。）に入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担するもの
- イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）に入所し、同法第28条第1項の規定により当該施設の入所に係る費用を負担するもの
- ウ 法に規定する訪問介護、旧介護予防訪問介護、第1号訪問事業、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、旧介護予防通所介護（注1）又は法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）を受け、通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担するもの

注1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

第2 介護保険等利用助成金（以下「利用助成金」という。）の種類

この要綱において、利用助成金とは、次に掲げるものをいう。

- 1 被爆者訪問介護利用助成金
- 2 被爆者通所介護利用助成金
- 3 被爆者短期入所生活介護利用助成金
- 4 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成金
- 5 被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成金
- 6 被爆者複合型サービス利用助成金
- 7 被爆者認知症対応型共同生活介護利用助成金
- 8 被爆者介護老人福祉施設利用助成金
- 9 被爆者老人福祉施設入所負担金助成金
（以下「老人福祉施設入所負担金助成金」という。）

第3 被爆者介護保険等利用助成事業（以下「被爆者利用助成事業」という。）の種類
この要綱において、被爆者利用助成事業とは、次に掲げるものをいう。

- 1 被爆者訪問介護利用助成事業
- 2 被爆者通所介護利用助成事業
- 3 被爆者短期入所生活介護利用助成事業
- 4 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業
- 5 被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成事業
- 6 被爆者複合型サービス利用助成事業
- 7 被爆者認知症対応型共同生活介護利用助成事業
- 8 被爆者介護老人福祉施設利用助成事業
- 9 被爆者老人福祉施設入所助成事業

第4 被爆者利用助成事業の内容

- 1 被爆者訪問介護利用助成事業

(1) 支給対象者

低所得者（原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である（生活保護受給世帯を含む。）こと。また、所得税非課税には所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを、「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第81条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の規定により所得税が課されないこととなること及び、所得税法第2条第1項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを、「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第81条の規定により所得税が課されないこととなることも含むものとする。以下同じ。）の被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる訪問介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受け、又は受けることができた者であつて、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

ア 訪問介護	・居宅介護サービス費(法第41条) ・特例居宅介護サービス費(法第42条)
イ 旧介護予防訪問介護	・介護予防サービス費(法第53条) ・特例介護予防サービス費(法54条)
ウ 第1号訪問事業(※)	第1号事業支給費 (法115条の45の3)

※ 平成30年3月30日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービ

ス種類コード A1 及び A2 に限る。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護
- イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）
- ウ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）

(2) 限度額

(1) の表の右欄に掲げる介護給付の額に九十分の百を乗じて得た額から当該介護給付の額を減じた額（注2）を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって低所得の被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注2 法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該サービス費に百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を除して得た額

2 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

(1) 支給対象者

被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる通所介護・短期入所生活介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であつて、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているもの。

通所介護	・ 居宅介護サービス費(法第41条)
短期入所生活介護	・ 特例居宅介護サービス費(法第42条)
地域密着型通所介護	・ 地域密着型介護サービス費 (法第42条の2) ・ 特例地域密着型介護サービス費 (法第42条の3)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	
認知症対応型通所介護	
認知症対応型共同生活介護	

旧介護予防通所介護	・介護予防サービス費(法第53条)
介護予防短期入所生活介護	・特例介護予防サービス費(法54条)
介護予防認知症対応型通所介護	・地域密着型介護予防サービス費 (法第54条の2) ・特例地域密着型介護予防サービス費 (法第54条の3)
介護予防小規模多機能型居宅介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護	
第1号通所事業(※)	第1号事業支給費 (法115条の45の3)

※ 平成30年3月30日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。

(2) 限度額

(1)の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

3 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業

(1) 支給対象者

次に掲げる者を対象とする。

ア 被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

介護老人福祉施設	・施設介護サービス費(法第48条) ・特例施設介護サービス費(法第49条)
地域密着型介護老人福祉施設	・地域密着型介護サービス費(法第42条の2) ・特例地域密着型介護サービス費(法第42条の3)

イ 被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により、入所に係る費用を徴収されているもの。

(2) 限度額

ア (1)の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

イ 養護老人ホーム等に入所している被爆者に対しては、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長等から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

第5 利用助成金の支給

利用助成金は、次に定めるところに従い、支給する。

1 受給資格の認定

第2の1の利用助成金の支給に係る受給資格の認定手続については、別に定める。

2 現物給付による利用助成金の支給

(1) 介護保険法の規定による保険給付が指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定介護老人福祉施設(以下「指定事業者」という。)に対して支給されることにより、被保険者である被爆者に対して当該保険給付を支払ったとみなされる場合に、県が利用助成金を当該被爆者に代わり当該指定事業者に対して支払ったときは、当該被爆者に対して利用助成金を支給したものとみなす。

(2) (1)の方法により利用助成金の支給を受けようとする被爆者は、当該サービスの提供を求める際に指定事業者に対して被爆者健康手帳を提示しなければならない。

(3) (1)の場合において、指定事業者が利用助成金を請求しようとするときの手続きは、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)による。

(4) 知事は、(1)の規定による支払いに関する事務を愛媛県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

3 償還払いによる利用助成金の支給

(1) 被爆者訪問介護利用助成金の支給

この利用助成金の支給については、別に定める。

(2) その他の利用助成金の支給

ア 第2の2、3、4、5、6、7及び8の利用助成金の支給を受けようとする者は、介護サービスを受けた後、領収証及び介護サービスの内容を記載した書類等を添付して、被爆者介護保険利用助成金支給申請書(様式第1号)を所轄の保健所を経由して知事に申請する。ただし、松山市在住の被爆者は、直接知事に申請する。

イ 知事は、アの申請に基づき、内容を審査してその交付を決定し、申請者に通知する。

4 老人福祉施設入所負担金助成金の支給

(1) この助成金の支給を受けようとする者は、被爆者老人福祉施設入所負担金助成金支給申請書(様式第2号)を所轄の保健所を経由して知事に申請する。ただし、松山市在住の被爆者に係る申請は、直接知事に同申請書を提出する。

(2) 知事は、(1)の申請に基づき、内容を審査してその交付を決定し、申請者に通知する。

第6 不当利得の返還

偽りその他不正な行為により、この要綱に基づく金銭の支給を受けた者には、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第4の7の(1)のイの改正規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 施行の日の前に行われた第4の7に係る利用助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

被爆者介護保険利用助成金支給申請書

(年 月分)

愛媛県知事様

愛媛県被爆者介護保険等利用助成事業実施要綱に基づき、次のとおり申請します。また、この申請にかかる助成金の支給に関して、愛媛県が介護保険の保険者及び介護保険事業者等に対し、高額介護サービス費の有無等を照会し、保険者等が愛媛県に当該情報を提供することについて同意します。

(フリガナ) 氏名	〒	明治 大正 昭和	年 月 日生
居住地	郵便番号 — 電話番号 () —	被爆者健康 手帳の番号	
保険者名称 (市町村名等)		介護保険 被保険者番号	
申請額	円	※ 支給決定額 (この欄は記入しない)	円
利用した サービスの 内容	通所介護 (日間) 介護予防通所介護 (日間) 地域密着型通所介護 (日間) 短期入所生活介護 (日間) 介護予防短期入所生活介護 (日間) 認知症対応型通所介護 (日間) 介護予防認知症対応型通所介護 (日間) 小規模多機能型居宅介護 (日間) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (日間) 介護老人福祉施設 (日間) 地域密着型介護老人福祉施設 (日間) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (日間) 認知症対応型共同生活介護 (日間) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (日間) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) (日間) 第1号通所事業【サービス種類コードA5及びA6に限る】 (日間)		
備考			

注意 この申請書には、次の書類を添えてください。

- 1 該当月分の領収証
- 2 介護サービスの内容を記載した書類等

様式第2号

被爆者老人福祉施設入所負担金助成金支給申請書
(年 月分)

（フリガナ） 入所者氏名		明治 大正 年 月 日生 昭和
居 住 地	郵便番号 — 電話番号（ ） —	被爆者健康 手帳の番号
入 所 期 間	年 月 日 ~ 月 日	
費用徴収額	円	※ 支給決定額 (この欄は記入しない) 円
施設の名称 及び所在地		
備 考		

注意 この申請書には、該当月分の領収証を添えてください。

愛媛県知事様

年 月 日

申請者氏名 _____ (印)

本人との関係 本人・扶養義務者 ()

住 所 ※ _____

電話番号 ※ () — _____

※申請者が本人である場合は、住所及び電話番号は省略できます。